

平成28年度 第2回

八戸市地域包括支援センター運営協議会

日時：平成29年2月6日（月）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階 会議室C

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）地域包括支援センター運営業務の外部委託について

（2）その他

3 閉 会

地域包括支援センター運営業務の外部委託について

1 背景

平成 27 年度の介護保険制度改革において、地域包括支援センター（以下「センター」という。）に係る人員基準等を定める条例の制定が義務付けられ、当市においても、国が示す基準をもとに員数等を定めた条例を制定したところである。

この条例に定める配置基準を充足させるため、センターの出先機関となる市直営のサブセンターを設置し、社会福祉法人等から出向いただいた専門職の方を配置する形で職員の増員を図り、体制を強化してきた。当時より、3 年間のサブセンターの運営を経て、平成 30 年度から委託型のセンターに移行する予定で準備を進めてきたものである。

2 平成 30 年度からの体制について

■現在の体制（市直営サブセンターの設置・運営）

センターのサブセンターを設置し、社会福祉法人等から出向いただいた職員を市職員として配置している。当該職員は、配置されたサブセンターにおいて担当圏域の業務を行っている。



■平成 30 年度からの体制（委託型地域包括支援センターの設置・運営）

センターの必要な業務を社会福祉法人や医療法人等に外部委託し、受託した各法人が担当圏域において地域包括支援センターとして役割を担う。市には、委託型センターの後方支援を行う基幹型センターの機能を残す（別紙参照）。

【委託法人の選定方法】

当市では、12 の日常生活圏域に 1 か所ずつ 12 か所のセンターを設置する予定であり、委託に当たっては、公募により運営法人を選定する。

3 委託予定の業務

- (1) 介護保険法に規定する包括的支援業務
 - ・総合相談支援業務
 - ・権利擁護業務
 - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (2) 圏域ごとの地域ケア会議推進事業
- (3) 第 1 号介護予防支援事業（総合事業における介護予防ケアマネジメント）
- (4) 指定介護予防支援の事業（要支援者の介護予防ケアマネジメント） 等

4 センターの人員配置

介護保険法施行規則及び当市の条例に規定されている基準では、高齢者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき職員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ 1 人とされており、当市の日常生活圏域内の高齢者人口に応じて必要な職員数を設定した場合、以下の表のとおりとなる。

平成 28 年 4 月 1 日現在

	地区名	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	配置基準人員 (人)
1	市川・根岸	5,338	23.7	3
2	豊崎・田面木・館	3,848	34.1	3
3	三八城・根城	6,396	26.4	3
4	長者・白山台	5,185	23.9	3
5	柏崎・吹上	5,716	27.2	3
6	小中野・江陽	4,285	29.7	3
7	東・大館	8,394	27.7	4
8	湊・白銀	7,078	30.8	4
9	下長・上長	6,384	23.2	3
10	中居林・是川	3,560	32.2	3
11	鮫・南浜・白銀南	6,478	30.2	3
12	南郷	2,033	37.7	2
	合計	64,695	27.7	37

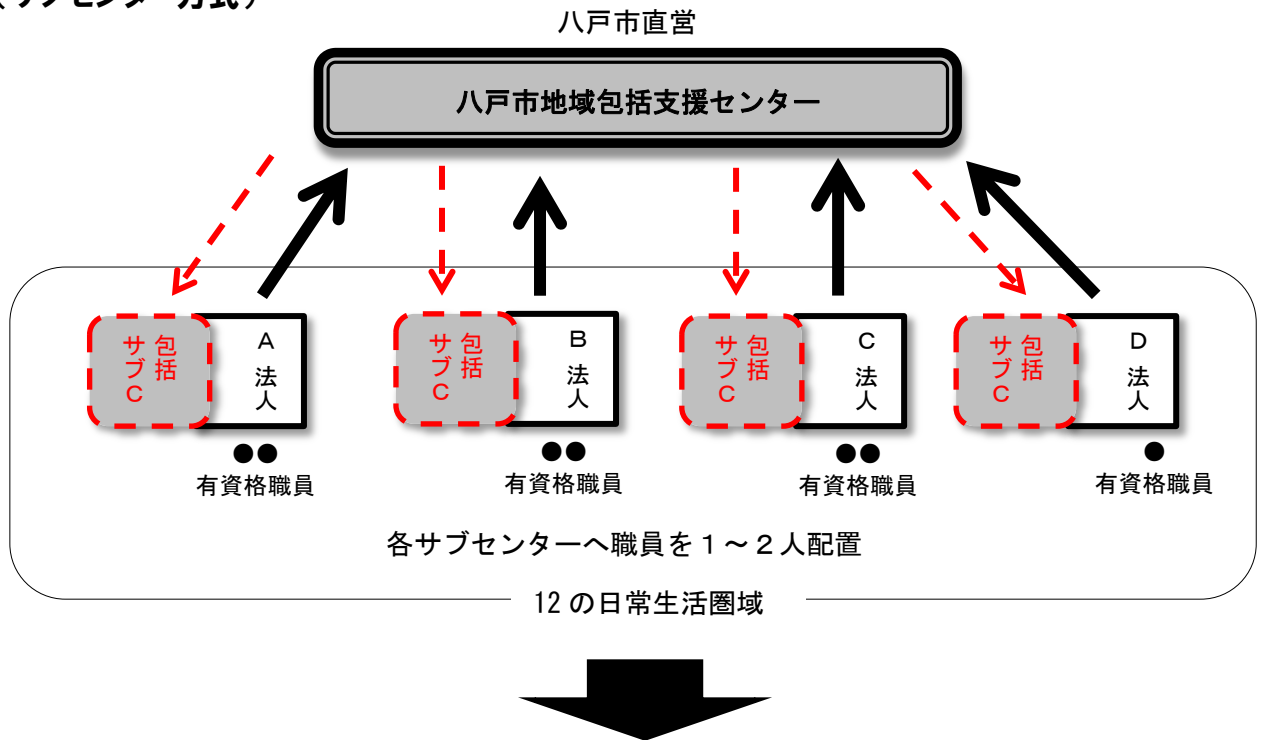
※南郷地区 … 高齢者の数がおおむね 2,000 人以上 3,000 人未満ごとに置くべき員数は、保健師を 1 人及び社会福祉士・主任介護支援専門員のいずれか 1 人 (介護保険法施行規則及び当市の条例による)

5 公募・選定のスケジュール (予定)

平成 29 年 7 月下旬	公募要領・スケジュール等をホームページに掲載
8 月中旬	公募説明会の開催
9 月下旬	提案書等の必要書類の提出
11 月中旬	プレゼンテーション・ヒアリング 受託候補者の審査 → 受託候補者を決定 (地域包括支援センター運営協議会の意見聴取)
平成 30 年 1 月上旬～	諸手続・引継ぎ等
4 月 1 日～	委託契約締結・委託地域包括支援センター開所

現在の体制

(サブセンター方式)



平成30年度からの体制

(委託型地域包括支援センター)

